

厚生労働省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会

平成16年3月29日

PFI事業への取組状況について

厚生労働省

1 PFI事業の推進に向けたこれまでの取組みについて

厚生労働省では、所管している以下の施設について、PFI方式による整備が促進されるよう、地方公共団体に対する予算措置等を実施しているところである。

水道施設

水道法改正により、浄水場の運転管理や水質管理等の管理業務についてPFI事業者への水道法上の責任を伴う委託を可能とした。（平成14年度～）

水道事業分野におけるPFI導入に係る調査を実施し、PFI導入ガイドラインを平成14年度から3ヵ年で整備。（平成14年度～）

医療施設

医療施設のPFI化のための総合的なガイドラインを策定。（平成13年度）

PFI事業による施設整備に対する国庫補助。（平成14年度～）

社会福祉施設

以下の施設のPFI事業（BTO方式）による施設整備に対する国庫補助。

- ・平成13年度 ケアハウス、保育所
 - ・平成14年度 老人デイサービス、痴呆性高齢者グループホーム等
 - ・平成15年度 構造改革特区における特別養護老人ホーム
- 実施マニュアルの作成・配布、研修会の実施。

2 公共施設等の管理等に係る制度（指定管理者制度を含む。）

【 基本的な考え方 】

水道事業

- ・ 水道法上、PFI事業者が行うことのできる範囲に制限はない。

医療施設、社会福祉施設等

- ・ 本体業務に係る主体制限があるもの(例:医療法人における医療)
… PFI事業や指定管理者制度の利用ができないものがある。
- ・ 本体業務を除く業務(例:施設管理業務、調理・洗濯等対象者の処遇に直接影響を及ぼさない業務)
… 概ね、PFI事業や指定管理者制度の利用が可能となっている。

水道施設

【 PFI事業の範囲 】

水道法上、PFI事業者が行うことのできる範囲に制限はない。

【 指定管理者制度の活用 】

PFI事業の範囲に同じ。

医療施設

【 PFI事業の範囲 】

医療法の非営利原則により、営利法人は医業本体を行えないが、

- (ア) 受付や会計事務等の医師等の診療又は患者の入院等に影響を与えない業務
- (イ) 食事の提供や医療機器の保守点検等の業務

については委託を行うことが可能。

【 指定管理者制度の活用 】

指定管理者制度を活用した場合には、上記の(ア)(イ)の業務に加え、診療行為や療養上の世話等の医業本体についても、指定管理者が行うことが可能。

(ただし、医療法の非営利原則により、営利法人は指定管理者となれない。)

保健衛生施設（市町村保健センター）

【 PFI事業の範囲 】

- (ア) 本体業務である住民に対する健康相談、保健指導及び健康診査
- (イ) センターの維持管理上の業務

の全てについて委託を行うことが可能。

【 指定管理者制度の活用 】

PFI事業の範囲に同じ。

社会福祉施設

【PFI事業の範囲】

PFI事業(BTO方式)においては、業務のすべてについて委託可能。(株式会社による設置・運営が認められていない施設を除く。)

建設を伴わないPFIの事業の場合は、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については委託を行うことが可能。

【指定管理者制度の活用】

指定管理者制度を活用した場合には、全ての業務において、委託を行うことが可能。(児童自立支援施設においては、職員等が都道府県の吏員に限定されるため、指定管理者制度を活用できない。)

3 国庫補助金等のイコールフットィング

【基本的な考え方】

制度上の制約や憲法上の疑義が生じるものを除き、イコールフットィング化を進め、PFI方式による整備が促進されるよう、随時見直しを実施。

引き続き、個別具体の要望等を受け、必要性・有効性・妥当性を検証しつつ、適宜補助対象の見直しを適宜行う。

水道施設

BTO方式による施設整備に限り補助対象としている。BOT方式についても、関係省庁と協議中。

BOO方式については、補助対象としていない。具体的案件があった場合に検討。

医療施設

BTO方式、BOT方式による施設整備を補助対象としている。

BOO方式については、補助対象としていない。具体的案件があった場合に検討。

保健衛生施設

現在、PFIによる施設整備については、補助対象としていないが、補助が可能か検討中。(なお、既存施設の買収経費を補助対象としている。)

社会福祉施設

BTO方式によるケアハウス、保育所等の施設整備については、補助対象としている。その他の施設については、必要性・有効性・妥当性を検証しながら慎重に検討。

BOT方式及びBOO方式については、利用者保護の観点から株式会社は不适当であり、また、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第89条の規定に照らし、疑義があるため、補助対象としない。

「公共施設等の整備等において民間事業者
の行い得る業務範囲」対象施設について

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会

平成16年3月29日

厚生労働省

様式2
類型

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
水道施設	水道法	水道事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
水道施設	水道事業者（原則市町村。市町村の同意により市町村以外の者も可。）	水道法第6条
<p>1. PFI手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。（施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述）水道事業を営もうとする者が行う。</p>		
<p>2. 管理者が行う権限とされる規定</p> <p>水道事業の経営（法第6条）</p> <p>ア）業務内容：水道事業の経営</p> <p>イ）選定事業者（民間事業者）に行わせる可否：可</p> <p>ウ）指定管理者制度における権限代行の（範囲内／範囲外）</p>		
<p>3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示（指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述）</p> <p>【PFI事業範囲の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法上、PFI事業者が行うことのできる業務の範囲に制限はない ・PFI事業者が水道事業の経営をしようとする場合については、当該PFI事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業経営が可能である。 <p>【指定管理者制度の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業範囲に同じ。 		
<p>4. 今後の検討予定等</p>		

様式 3
類型

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
水道施設	水道法	水道用水供給事業者
施設の種別	管理者等	根拠法令
水道施設	水道用水供給事業者	水道法第 2 6 条
<p>1 . P F I 手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 水道用水供給事業を經營しようとする者が行う。</p>		
<p>2 . 管理者が行う権限とされる規定 水道用水供給事業の經營 (法第 2 6 条) ア) 業務内容 イ) 選定事業者 (民間事業者) に行わせる可否 : 可 ウ) 指定管理者制度における権限代行の (範囲内 / 範囲外)</p>		
<p>3 . 上記の管理者等の権限を踏まえた P F I 事業範囲の例示 (指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)</p> <p>【 P F I 事業範囲の例示 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法上、PFI 事業者が行うことのできる業務の範囲に制限はない ・PFI 事業者が水道事業の經營をしようとする場合については、当該 PFI 事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業經營が可能である。 <p>【 指定管理者制度の活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業範囲に同じ。 		
<p>4 . 今後の検討予定等</p>		

様式3
類型

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
病院・診療所	医療法	地方公共団体
施設の種別	管理者等	根拠法令
医療施設	地方公共団体	
<p>1. PFI手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 公共(PFIにおいては、民間事業者が行うのは建物の建設管理や診療に影響を与えない業務等であり、医業本体は公共が行うため。)</p>		
<p>2. 管理者が行う権限とされる規定</p> <p>医業本体</p> <p>ア)業務内容 診療行為や療養上の世話等</p> <p>イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 否</p> <p>ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)</p> <p>医療法施行令で定める業務(医療法15条の2)</p> <p>ア)業務内容 食事の提供や医療機器の保守点検等</p> <p>イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 可</p> <p>ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)</p> <p>医師等の診療又は患者の入院等に影響を与えない業務</p> <p>ア)業務内容 受付や会計事務等</p> <p>イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 可</p> <p>ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外)</p>		
<p>3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述)</p> <p>【PFI事業範囲の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)受付や会計事務等の医師等の診療又は患者の入院等に影響を与えない業務、(イ)食事の提供や医療機器の保守点検等の業務については、委託を行うことが認められている。 <p>【指定管理者制度の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を活用した場合には、上記(ア)・(イ)の業務に加え、診療行為や療養上の世話等の医業本体についても、指定管理者が行うことができる。ただし、医療法の非営利原則により、営利法人は指定管理者となれない。 		
<p>4. 今後の検討予定等</p>		

記載例

様式 2
類型

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
市町村保健センター	地域保健法	市町村
施設の種別	管理者等	根拠法令
保健衛生施設（ ）	-	地域保健法第18条
1. PFI手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) 管理者としての届出、許可に係る規定はなし。		
2. 管理者が行う権限とされる規定 地域保健法第18条第2項 ア) 業務内容 住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業 イ) 選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 可 (明示的な規定はない。) ウ) 指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) (明示的な規定はない。)		
3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 【PFI事業範囲の例示】 ・ PFI事業者は、 (ア) 本体業務である、住民に対する健康相談、保健指導及び健康診査 (イ) センターの維持管理上の業務であるメンテナンス、清掃、警備等 その業務のすべてについて、委託を行うことが可能。 【指定管理者制度の活用】 ・ PFI事業範囲に同じ		
4. 今後の検討予定等		

() 市町村保健センター以外の保健衛生施設について

- ・ 精神病院……「医療施設」(別紙)と同様に整理することが可能か検討中。
- ・ 精神障害者社会復帰施設……「社会福祉施設」(別紙)に同じ。

施設名	法令名	管理者・事業者の名称
社会福祉施設	社会福祉関係各法	地方公共団体
施設の種別	管理者等	根拠法令
社会福祉施設	社会福祉事業者(個別法に設置制限のある施設もある。)	社会福祉関係各法
<p>1. PFI手法を活用した事業の場合の管理者としての届出、許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのか。(施設の種別ごとに異なる手続があるのであれば区分して記述) BTO方式: 貸与形式であれば民間事業者、委託形式であれば公共 BOT方式: 民間事業者</p>		
<p>2. 管理者が行う権限とされる規定 社会福祉事業(社会福祉法第2条) ア)業務内容 社会福祉事業 イ)選定事業者(民間事業者)に行わせる可否 可(一部不可 1, 2) 1. 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び保護施設については、個別法による設置主体の制限内であれば、選定事業者に行わせることができる。 2. 児童自立支援施設については、児童福祉法施行令第36条第1項及び第5項により、都道府県が設置しなければならないとされ、当該職員等は都道府県の吏員でなければならないため、民間事業者に行わせることはできない。 ウ)指定管理者制度における権限代行の(範囲内/範囲外) 範囲内(一部範囲外 3) 3. 児童自立支援施設においては、児童福祉法施行令第36条第5項により、職員等は都道府県の吏員でなければならないため、指定管理者制度を活用できない。</p>		
<p>3. 上記の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示(指定管理者制度を活用できる場合には、その範囲の相違等についても記述) 【PFI事業範囲の例示】 ・ PFI-BTO方式においては、貸与形式の場合に限らず、委託形式の場合も業務のすべてについて、委託を行うことが可能。 ・ PFI-BOT方式においては、業務のすべてを行うことが可能。 ・ 既に存在している建物について、その運営をPFI方式を用いた委託や通常の第三者委託を行う場合には、特別養護老人ホーム、身体障害者更生施設等の社会福祉施設においては、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、委託を行うことが可能。</p>		

【指定管理者制度の活用】

- ・ 指定管理者制度を活用した場合には、業務のすべてについて、委託を行うことが可能。ただし、児童自立支援施設については、児童福祉法施行令第 36 条により、職員等が都道府県の吏員でなければならないこととされているため、指定管理者制度の活用ができない。

4 . 今後の検討予定等

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の
国の補助金等の適用状況について

民間資金等活用事業推進委員会第 6 回総合部会

平成 1 6 年 3 月 2 9 日

厚 生 労 働 省

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	水道施設等整備補助金
根拠法令等	水道法
補助要綱等名	簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費国庫補助交付要綱
補助対象施設名	簡易水道施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】</p> <p>B O T補助制度については、関係各省と補助について協議中。</p>
B O O ×	<p>【対象としていない理由】</p> <p>現行水道施設等整備国庫補助金交付要綱において、補助対象者が公共（地方公共団体）に限定されているため補助対象としていない。現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。</p>

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	医療施設等施設整備費補助金
根拠法令等	予算補助、医療法第33条、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項
補助要綱等名	医療施設等施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	医療施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T	
B O O ×	
<p>【対象としていない理由】</p> <p>現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。</p>	

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	保健衛生施設等施設整備費補助金
根拠法令等	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
補助要綱等名	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	保健所、市町村保健センター、感染症指定医療機関、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、精神病院

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていない。

補助対象としている事業類型

B T O	×
<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター <p>現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、補助が可能か検討しているところである。</p> ・ 感染症指定医療機関 <p>感染症指定医療機関は自治体立だけではなく、医療法人立等のいわゆる民間病院が運営している場合も多く、民間病院への国庫補助も行っていることから、自治体立病院におけるP F I制度の導入の可能性について検討を行っていた。</p> <p>感染症指定医療機関が不採算事業であることは、今後も変わらないが、各都道府県等においてもB T O方式によるP F I制度の活用が検討されており、それらを参考に導入を検討しているところである。</p> ・ 精神病院 <p>「医療施設」(別紙)と同様に整理することが可能か検討中。</p> 	
B O T	×
<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター <p>現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、現在導入について方法を検討しているところである。</p> ・ 感染症指定医療機関 <p>事業運営により得られる収入はほとんど無く、運営による収益で整備費用を回収することはきわめて困難であり、民間の参画が見込めないこと、株式会社等の営利</p> 	

企業の病院事業運営については検討が必要であることから、BOT の導入は困難である。

- ・ 精神病院

「医療施設」(別紙)と同様に整理することが可能か検討中。

BOO ×

【対象としていない理由】

現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。

精神障害者社会復帰施設

「社会福祉施設」(別紙)に同じ。

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	社会福祉施設等施設整備費補助金
根拠法令等	老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法等
補助要綱等名	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱
補助対象施設名	社会福祉施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	<p>ケアハウス、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、痴呆性高齢者グループホーム、在宅複合型施設、保育所については、導入。</p> <p>また、構造改革特区におけるP F I制度を活用した特別養護老人ホームについても導入している。</p> <p>その他の施設については、施設種別ごとに、必要性・有効性・妥当性を検証しながら、慎重に検討する必要がある。</p>
B O T x	<p>【対象としていない理由】</p> <p>1 社会福祉事業は、利用者保護の観点から、適切な事業運営が求められており、社会福祉法人は、資産要件等の規制や所轄庁の指導監督等の公的関与により、こうした社会福祉事業を安定的・継続的に実施するための法人として制度化されている。</p> <p>2 一方、株式会社は、自由な経済活動のもとで、利益を確保し配当することを目的として活動しており、利益が見込める事業に自由に参入し、見込めない事業からは撤退する行動原理を有する。</p> <p>以上を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手は社会福祉法人が適当であると考えている。</p> <p>3 .このため、地方公共団体及び社会福祉法人に対し施設整備の補助を実施することとしており、株式会社に補助金を支出することは考えられない。</p> <p>4 .なお、株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第89条の規定に照らし、疑義がある。</p>

B O O	x
<p>【対象としていない理由】</p> <p>1 社会福祉事業は、利用者保護の観点から、適切な事業運営が求められており、社会福祉法人は、資産要件等の規制や所轄庁の指導監督等の公的関与により、こうした社会福祉事業を安定的・継続的に実施するための法人として制度化されている。</p> <p>2 一方、株式会社は、自由な経済活動のもとで、利益を確保し配当することを目的として活動しており、利益が見込める事業に自由に参入し、見込めない事業からは撤退する行動原理を有する。</p> <p>以上を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手は社会福祉法人が適当であると考えている。</p> <p>3 . このため、地方公共団体及び社会福祉法人に対し施設整備の補助を実施することとしており、株式会社に補助金を支出することは考えられない。</p> <p>4 . なお、株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第 8 9 条の規定に照らし、疑義がある。</p>	